

議案第一〇四号

三朝町基本財産林造成事業に関する條例
を次のように定める。

昭和二十九年九月三十日提出

三朝町長 坂出 雅

昭和廿九年九月十日

議決

三朝町議会議長 天野 廉



昭和二十九年三朝町條例第一〇四号

号

第一條 三朝町基本財産林造成事業に関する條例
本町は基本財産として森林資源の造成を
図ると共に国土の緑化を期するため財産区を対

照としてこの條例に基き三朝町基本財産林
造成事業（以下事業という）を毎員施する

第二條 事業の施行箇所は原則として一團地三町歩
以上とする

第三條 事業を実施する土地については当該財産管
理委員会に諮り町長がこれを決定する

第四條 町長は前條の決定に基き財産区と必要な
事項につき契約を締結する

第五條 町長は事業を實施に当り財産区との間に地
上權を設定する

第六條 事業の施業計画は町長が定めこれに要する
經費は町の負担とする

第七條

事業の施行箇所は地上権設定の間町長の承認を得なければ賣却譲渡交換その他離権処分並びに質権抵当権の目的とする事ができない

第八條

並水処分については町長がこれを執行しその都度収入を契約の分収歩合に従い財産区と分収する

第九條

この條例に定めるものを除く外必要な事項は規則でこれを定める

附則

この條例は公布の日から施行する